

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第539号)

平成20年4月4日

横情審答申第539号

平成20年4月4日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成19年12月28日まち建審第613号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「中部建築事務所の検査係長が平成13年10月3日、馬場7丁目の特定地番Zの土地に特定個人A名義で建築確認を得た2棟の違反建築物の現場調査、現場指導を行い、その際証拠としてフィルムによる写真撮影を行っているにもかかわらず、同現場をデジタルカメラによる再調査を行っていることを、請求者がまちづくり調整局の審査係長に主張したところ、審査係長はその主張を認め、その写真の開示に応じたのであるが、同現地を再調査することになった理由、根拠を記載した内部文書一式」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「中部建築事務所の検査係長が平成13年10月3日、馬場7丁目の特定地番Zの土地に特定個人A名義で建築確認を得た2棟の違反建築物の現場調査、現場指導を行い、その際証拠としてフィルムによる写真撮影を行っているにもかかわらず、同現場をデジタルカメラによる再調査を行っていることを、請求者がまちづくり調整局の審査係長に主張したところ、審査係長はその主張を認め、その写真の開示に応じたのであるが、同現地を再調査することになった理由、根拠を記載した内部文書一式」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中部建築事務所の検査係長が平成13年10月3日、馬場7丁目の特定地番Zの土地に特定個人A名義で建築確認を得た2棟の違反建築物の現場調査、現場指導を行い、その際証拠としてフィルムによる写真撮影を行っているにもかかわらず、同現場をデジタルカメラによる再調査を行っていることを、請求者がまちづくり調整局の審査係長に主張したところ、審査係長はその主張を認め、その写真の開示に応じたのであるが、同現地を再調査することになった理由、根拠を記載した内部文書一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年10月2日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 要望、陳情等に基づく建築物に関する現地調査は、指摘内容の事実確認を目的として行う。鶴見区馬場の2棟の現地調査は、過去の建築確認処分に疑義があるとの情報に基づき、現地の状況を把握するために行っている。調査した建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反している場合には、平成13年当時は建築局中部建築事務所（当時。現在は、まちづくり調整局建築審査部建築審査課）が建築局建築指導部監察指導課（当時。現在は、まちづくり調整局建築監察部違反对策課）に報告し、この報告に基づき監察指導課が是正措置に関する行政手続きを行うこと

としていた。

- (2) 本件請求は、平成13年当時の建築局中部建築事務所の検査係長（以下「本件検査係長」という。）が平成13年10月3日後に鶴見区馬場7丁目の特定地番2の現地を再調査することになった理由、根拠を記載した内部文書である。平成13年10月3日に本件検査係長が行った鶴見区馬場の2棟の現地調査については市内出張命令簿が存在しているが、そのほかに当該場所の現地調査の理由、根拠を記載した行政文書を保有していないため条例第10条第2項に基づいて非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人の開示請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「開示請求に係る行政文書は、作成しておらず、保有しておりません。」という理由で非開示になっているが、市関係当局が特定個人A名義の2棟の違反建築物を故意に放置してきた責任を隠蔽するために虚偽の主張を行い、申立人を欺いてきたのである。

なぜならば、申立人がまちづくり調整局の審査係長に「本件検査係長が特定個人A名義の2棟の違反建築物の現場調査、現場指導を平成13年10月3日に行い、誰にどのような指導を行ったのですか。本件検査係長の現場調査、現場指導は、平成13年10月3日だけですか。」と質問したところ、審査係長は「平成13年10月3日だけです。誰にどのような現場指導を行ったのか分かりません。」と回答したので、申立人は本件検査係長の出張命令簿の開示の結果を審査係長に提示し、「本件検査係長が特定個人A名義の2棟の違反建築物の現場に出張するには上司の許可が必要だし、その現場調査の結果によって現場指導が必要だったので、本件検査係長の出張命令簿に現場指導の旨の記載があるのではないですか。その現場調査及び現場指導を上司に報告することによって、本件検査係長の出張費用が認可されるのではないですか。あなたのような話であれば公務員の空出張が罷り通ります。」と反論したが、審査係長は反省もせず「本件検査係長の出張報告書及び出張メモ等は存在しないし、本件検査係長が出張したのは平成13年10月3日のみです。」と回答したのである。

その後、申立人が中部建築事務所の管理係長から開示してもらった特定個人A名

義の2棟の違反建築物の土地境界にはブロック、フェンス等のないフィルム写真及び同現場において特定個人Bの奥さんが撮影されているデジタル写真を審査係長に提示し「本件検査係長は、特定個人A名義の2棟の違反建築物の現場に2度出張しているのではないですか。」と質問したところ、審査係長は回答に困窮し「調査してみます。」と回答したのである。審査係長は本件検査係長に問い合わせ本件検査係長が2回にわたって出張していたことを確認し、申立人に「写真の保管場所が2ヶ所に分散していたために本件検査係長の出張が1回だけだと思い、出張は1回だけですと回答したのです。」と釈明したのである。

これらのことから、本件検査係長が特定個人A名義の2棟の違反建築物の現場調査、現場指導を2度にわたって出張していることは、それなりの理由根拠が存在するのでその理由根拠を記載した内部文書一式が存在するものと申立人は確信しているので請求しているのである。

- (3) 本件検査係長が馬場7丁目の特定地番Zの土地に特定個人A名義で建築確認を得た2棟の建築物が建築確認どおりの建物ではなく、建築基準法43条、45条の規定に違反していることから現場調査、現場指導を2回にわたり行ったことが明白である。

(2)に関連して、平成15年3月25日に当時の建築局中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長は、馬場7丁目特定地番Zの土地に4棟の建築確認がおりている現場調査を行った際に、特定地番Y、特定地番Xの土地が一团の占有地、特定地番W、特定地番U、特定地番Tの土地が一团の占有地であった事実として特定地番Xと特定地番Wの土地の土地境界には1段のブロックで分割されている状況を物的証拠として写真撮影を行い、その上、所長は、申立人に「申立人は、特定個人Cにこちらを通ってはいけなと何故言わなかったのですか。」という質問をしたので、申立人は所長に「特定個人Cより1ヶ月位遅れて入居したこと、土地付建物が分割払いであること、特定個人Dより土地を借りていたこと及び入居早々特定個人Cとトラブルを起こしたくなかったからです。また、特定個人Dから特定個人E、特定個人Fに貸与していた土地を購入してほしいという依頼があった際、私は特定個人Cに、こちら側を通るのであれば、特定個人Dが買ってほしいという土地の半分を買ってはどうかと打診したところ、特定個人Cは、いずれこの土地付建物は売却して息子と同居するし、特定個人B側も通ることができるので、特定個人Dの売地を購入する意思はありませんと断ったのです。」と回答したのである。

- (4) 以上の経緯からも市当局は、特定地番Xの土地が袋地であることを現地検証を行

っており、その上、横浜地方法務局保有の公図、土地登記簿及び地積測量図からも特定地番Xの土地が袋地であることが明白である。

- (5) 前述から明らかなように、特定個人A名義の2棟の土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっており、特定個人E、特定個人F両氏の土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっていたことが分筆後の特定地番Xの土地と特定地番Wの土地の土地境界には、1段のブロックで分割されていたことが昭和42年4月から現在に至って物的証拠として存在していることから明白である。
- (6) 本件は、市当局の職員の不作為の違法行為と言わざるを得ない事案であり、本件のような案件を貴審査会に諮問を行う以前に市長は、市当局の職員の違法行為について厳重な処分を行うべきであるにもかかわらず、市長は市当局の職員の違法行為を隠蔽・幫助するために、御用審査会に市当局の違法行為を正当化させる手段として法的拘束力のない貴審査会に諮問依頼を行ったものとする。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

開示請求書の記載から、本件申立文書は、本件検査係長が鶴見区馬場7丁目の特定地番Zの現地を平成13年10月3日以外に調査することになった理由、根拠を記載した文書であると解される。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件検査係長の特定地番Zへの平成13年10月3日後の現地調査について、調査の理由、根拠を記載した行政文書については保有していないため非開示としたと説明している。

イ 本件検査係長が平成13年10月3日以外に現地調査を行っていたとすれば、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）第2条第1項により、市内出張命令簿にその記録が記載されていると考えられるが、実施機関に確認したところ、市内出張命令簿の保存年限は3年であり、本件検査係長の在任期間中のものは既に保存期間を経過しており、廃棄されていたため、当審査会として平成13年10月3日以外の現地調査の有無について確認することはできなかった。

ウ 市内出張命令簿以外の出張に関する書類としては、横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条に基づく復命書が考えられるが、当審査会では、申立人からの別件の異議申立てに係る答申第364号において、同条に「ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されてお

り、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」であると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められないと判断している。また同様に、答申第418号においては、特定地番Zの平成13年10月3日の現場調査について、市内出張命令簿以外に調査を命令した業務理由を記載した文書を存在しないとして非開示とした実施機関の決定を妥当であるとしている。

エ これらを踏まえると、仮に平成13年10月3日以外に本件検査係長が現地調査を行っていたとしても、市内出張命令簿以外にその理由、根拠を記載した文書が存在するとは考えにくく、その存在を推認させる事情もほかに認められない。したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点を認めることはできない。

オ なお、当審査会としては、上述のように、本件申立文書が存在しないことは既に答申した案件から容易に推測することが可能であるにもかかわらず、同様の開示請求及び異議申立てが繰り返されていることは誠に遺憾とするところである。したがって、実施機関におかれては、当審査会には本件で問題とされている建築物の建築法規違反等の有無にかかわる判断をする職責及び権限のないことを申立人に十分に説明し、条例の趣旨に即した開示請求等をするよう十分に指導されることを切に要望するものである。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年12月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年1月11日 (第118回第二部会) 平成20年1月17日 (第120回第一部会)	・諮問の報告
平成20年1月18日 (第52回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成20年1月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年2月1日 (第53回第三部会)	・審議
平成20年2月15日 (第54回第三部会)	・審議